

各所属所長殿

公立学校共済組合青森支部
支部長 風張知子
(公印省略)

「医療費のお知らせ」について（通知）

医療費のお知らせについては、確定申告の医療費控除又は医療費の還付申告の際に、医療費の領収書の添付又は提示に代えて、保険者が発行した医療費通知を使用できることから、当支部では、希望する組合員に対して交付しているところです。

令和5年分については、下記のとおりとしますので組合員に周知くださるようお願いいたします。

記

1 対象者

交付を希望する組合員及び被扶養者

2 申請方法

別添の「医療費のお知らせ」交付依頼書を当支部あてに郵送またはFAXで提出してください。また、依頼書受付に期限はありませんが、希望する診療期間により交付時期が異なりますのでご注意ください。

3 希望する診療期間及び交付予定時期

区分	希望する診療期間	交付時期
当年分	令和5年1月分～10月分	令和6年1月中旬以降
	令和5年1月分～11月分	令和6年2月中旬以降
	令和5年1月分～12月分	令和6年3月中旬以降 ^⑨
過年分	平成30年1月分～令和4年12月分の希望する期間	その都度

⑨ 令和5年分の確定申告期限に間に合いませんので、確定申告にご使用の場合は、令和5年1月分～11月分の診療期間で依頼し、12月分については領収書でご対応くださるようお願いいたします。

4 交付方法等

医療費のお知らせは、個人毎に作成し、組合員の届出住所へまとめて親展で送付します。なお、個別に送付を希望する場合は、「医療費のお知らせ」交付依頼書の【交付について】3の表へ記入してください。

5 「医療費のお知らせ」記載内容

別紙『「医療費のお知らせ」記載内容及び留意事項等について』をご参照ください。

6 その他

- マイナンバーカードを健康保険証（組合員証等）として利用するための登録が完了している方は、マイナポータルから令和4年1月分以降の医療費情報通知を取得することができます。その際は、組合員と被扶養者分は別々に取得することとなります。
- 医療費控除の詳細については、国税庁ホームページを参照又は最寄りの税務署にお問合せ願います。

【問合せ先】 共済給付・年金グループ

電話 017-734-9913（直通）

FAX 017-734-8276

「医療費のお知らせ」記載内容及び留意事項等について

1. 記載内容

「医療費のお知らせ」には、以下の内容が記載されます。

①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	
診療年月	診療区分	日数	医療機関名	医療費の総額(円)	共済組合で支払った額(円)	国や地方自治体で支払った額(円)	あなたが支払った額(円)	附加給付(円)	高額療養費(円)	備考
0509	外来	1	きょうさい病院	5,280	3,696	0	1,584			
0509	入院	7	きょうさい病院	288,430	208,116	0	80,314	55,300	0	

- ① 保険医療機関等で診療等を受けた年月
- ② 入院・外来・歯入（歯科入院）・歯外（歯科外来）・調剤（薬局）・訪問（訪問看護）・接骨（柔道整復師の施術）・鍼マ（鍼灸、マッサージの施術）・療養（コルセット、弱視眼鏡等）の区分
- ③ ①の診療年月に、保険医療機関等で受診した日数
- ④ 診療等を受けた保険医療機関等の名称
- ⑤ ⑥～⑧の合計額
- ⑥ 公立学校共済組合青森支部が保険医療機関等に支払った額
- ⑦ 法律・条例等に基づき、国・県・市区町村から助成を受けられた額（レセプトデータから把握可能なもののみ表示）
- ⑧ 保険医療機関等の窓口等で支払った自己負担額
表示額は1円単位で表示（実際に保険医療機関等の窓口等で支払う額は10円未満を四捨五入した額）
入院等で保険医療機関等に「限度額適用認定証」を提示し、窓口負担が軽減された場合は、窓口で支払われた額が表示
- ⑨ 共済組合から組合員へ現金で給付された額
- ⑩ 合算して高額療養費や附加給付が計算されている場合は、記号で表示

2. 留意事項

- (1) 「医療費のお知らせ」は、病院や薬局又は接骨院等から共済組合へ送付される「診療報酬明細書（レセプト）」や「柔道整復施術療養費支給申請書」等に基づき作成しています。
レセプト等は受診月から最短で2か月後に受領し、3か月後に医療費データを確定させるため、未受領や未確定のレセプト分は記載されておりませんので、確定申告に使用する場合、記載のない月分は領収書での対応をお願いします。
- (2) 医療保険適用外の費用は含んでいません。
【例：入院時の個室料や歯科の差額材料費、診断書料、予防接種代金等】
- (3) 国や市区町村等の助成を受けた場合は、支払った金額等と表示金額が異なる場合があります。
【例：国や県の難病指定医療制度、福祉医療制度、市町村の子ども医療制度等】

3. 確定申告の医療費控除について

マイナポータルと医療情報の連携開始に伴い、マイナポータルで医療費通知情報の閲覧や、さらにe-Taxとの連携による医療費控除の手続きが可能となっています。

医療費控除の詳細については、国税庁ホームページを参照又は最寄りの税務署にお問い合わせ願います。